

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

人口急減・少子高齢化という課題に直面している現在、地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することが求められており、産業構造や就業構造・就業形態の変化に対応し、柔軟な経営感覚を持つ担い手の育成や、子育てと就労の両立の支援、若者の自立支援などを強化していくことが必要とされている。本市においても重要課題である人口減少の解決や豊かなくらしを支える活力ある産業づくりを政策目標の一つとして、様々な取組を行っている。

本市は、福岡・久留米両都市圏の間に位置し、交通利便性の良好な特性を活かした産業振興を図るため、企業誘致の推進や商業経営の育成、創業者の創出等、地域経済の活性化を促進している。

一方で、本市の人口推移をみると、2005年 57,481 人、2010年 58,499 人と増加していたが、2015年 57,983 人とやや減少に転じている。年齢3区分別による 2005年から 2040年までの人口推移をみると、年少人口（0～14 歳）については大きな変動はないものと推計されているが、生産年齢人口（15～64 歳）は毎年減少し、2005年の 63.9%から 2040年には 51.3%に減少するものと推計されている。一方、老年人口（65 歳以上）は毎年増加を続け、2015年には 24.8%となり、さらに 2040年には年少人口の 2 倍になると推計されており、今後ますますの少子高齢化が進んでいくものと予測される。また、産業構造においては、2014年の産業別比率（事業所ベース）として第1次産業 1%、第2次産業 14%、第3次産業 85%となっており、第3次産業の割合が高く、第2次産業にあたる工業系の事業所数については、1990年の 53 事業所をピークに減少傾向となっている。全体の就業人口は、2005年以降ほぼ横ばいで推移しており、その後の産業別による構成比に大きな変化はない。

市内の個人や中小・零細事業所については、後継者不足や高齢化、また、急激な就業構造・形態の変化により、より一層の厳しい状況が待ち受けている。さらには、中小企業者が所有している設備は特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足枷にもなっている。

人口減少の歯止めや本市の将来像を見据えた活力ある産業づくりについては、危機感を持って対応すべく重要な課題として捉えており、さらに、商工業における環境整備・活性化を図るためには、現在取組を行っている様々な支援策と併せて、より積極的に行政が関わりを持ち支援していく必要がある。

このような中小企業者を取り巻く厳しい環境を改善すべく、新たな設備投資に係る固定資産税の特例が創設されたことに伴い、国の支援施策と一体となり、市内企業及び市内に事業所等を有する企業の支援事業として本計画を策定する。

(2) 目標

中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は依然厳しい状況が続いており、地域の経済・雇用を支える中小企業・小規模事業者の経営基盤強化と持続的に成長できる環境を整え、先端設備等を導入する事業者を支援するため、計画期間中の「先端設備等導入計画」の認定件数の目標を年平均10件として導入促進を図る。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

小郡市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐にわたり多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、優れた交通アクセスを最大限に活用し、東部・西部を中心とした工業・物流系企業、また、市内を縦横断する鉄道の駅周辺における商業施設等、広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、小郡市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は2年間(令和7年7月31日～令和9年7月30日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、３年間、４年間又は５年間とする。

５ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（１）雇用に係る事項

- ・ 人員削減を目的とした計画については、認定の対象としない。
- ・ 設備等の導入に伴う新規雇用については、労働生産性の評価において不利にならないよう適切に評価を行う。

（２）計画認定の対象としない事業

- ・ 小郡市税を滞納している者が計画・実施する事業。
- ・ 暴力団又は暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者が計画・実施する事業。
- ・ 公序良俗に反する事業。
- ・ 本市が持つ豊かな自然環境及び景観との調和を阻害する恐れがあるもので、単に敷地に設置する太陽光発電設備は、認定の対象としない。
- ・ 市長が計画の認定を不適當と認める事業。

（３）その他

- ・ 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- ・ 市は、導入促進基本計画の進捗状況の把握及び、中小企業者の先端設備等導入計画の進捗・実施状況の把握に必要な調査を実施する。先端設備等導入計画を実施しようとする中小事業者は当該調査に協力すること。